

2 子育て家庭の困りごとに関するアンケート

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、現在家庭で困っていることについて、区民、区外在住者からインターネットを利用し意見を募集した。

募集期間 令和2年6月12日～令和2年8月17日

回答数 131件

○学習支援事業（しいの木塾）

生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯の小学校6年生及び中学校1～3年生に対して学習支援を行っている。小学生は学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、中学生は全日制高等学校への進学を目標としている。

参加実績（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学生	44	45	38
中学生	183	151	133

○通学区域

小・中学校ごとに通学区域を定め、児童・生徒の住所によって、就学すべき学校を指定する学校指定校制を採用している。なお、指定校以外の通学、区域外通学については、健康、通学、家庭の事情、学校生活への配慮等が必要な場合に限り、「指定校変更・区域外就学の承認に関する基準」に照らして、特別な事情があると判断した場合に認めている。

(根拠法規) 中野区立学校通学区域に関する規則

2-2-2 就学奨励

○就学援助

経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行っている。特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者についても特別支援学級就学奨励費の制度を設けている。

[対象者]

国立又は公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する場合

- (1) 現在生活保護を受けている者
- (2) 同一の生計を営む世帯全員の前年の所得合計額が、就学援助基準額未満の者

[支給費目]

学用品費、新入学学用品費、クラブ活動費、修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室費、卒業記念アルバム代、通学費、給食費、医療費、オンライン学習通信費(令和3年度より)

※生活保護を受けている場合は、生活保護費の対象となる費目(学用品費、新入学学用品費、通学費、給食費、オンライン学習通信費)については、支給費目から除く。

※国立・都立の学校に在学している場合は、通学費、給食費、医療費は支給費目から除く。

※令和3年度4月新入生を対象とする新入学学用品費については、入学前の3月に前倒しでの支給を実施した。

1 就学援助当初認定数推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	認定者数(人)	1,598	1,520	1,549
	認定率(%)	16.9	15.4	15.4
中学校	認定者数(人)	805	736	772
	認定率(%)	26.1	23.6	24.1
計	認定者数(人)	2,403	2,256	2,321
	認定率(%)	19.1	17.4	17.5

※中野区立小・中学校在籍者の認定者数・率

2 支給概要

費 目	対 象		内 容
	小 学 校	中 学 校	
学用品費	全学年	全学年	通常学習に必要とされる学用品にかかる経費 (実習教材費を含む)
新入学学用品費	1年	1年	入学時に必要な通学用品にかかる経費
クラブ活動費	4～6年	全学年	クラブ活動の参加に要する経費
修学旅行費		3年	修学旅行にかかる経費
移動教室費	5年・6年	実施学年	移動教室にかかる経費
校外活動費	全学年	全学年	社会科見学、遠足等にかかる経費
校内鑑賞教室費	全学年		学校内で実施する鑑賞教室の参加に要する経費
卒業記念アルバム代	6年	3年	卒業記念アルバム代
通学費	全学年	全学年	特別支援学級への通学に要する経費
給食費	全学年	全学年	学校給食に要する経費
医療費	全学年	全学年	感染症又は学習に支障があり、学校から治療を指示された 病気の治療費の一部
オンライン学習通信費	全学年	全学年	オンライン学習に要する通信費

(根拠法規) 学校教育法第 19 条、学校給食法、学校保健安全法、中野区就学援助費支給要綱、
中野区特別支援学級就学奨励費支給要綱

2-2-3 外国人学校保護者補助

外国人学校(※)に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、授業料の一部を補助する。

※学校教育法第 134 条に規定された各種学校の認可を受け、日本の義務教育の対象となる年齢に相当する
外国人を対象として教育を行っている学校

(補助対象) 外国人学校に在籍する児童・生徒(義務教育の対象となる年齢に相当する者に限る)と同一世
帯の外国籍の保護者で、中野区内に住所を有し、当該外国人学校に授業料を納付した者

(補助金額) 児童・生徒一人月額 8,000 円(平成 24 年度から生計同一者の特別区民税所得割課税額の合計が
350,000 円以上の世帯は対象外)

(事業実績)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延交付人数(人)	287	285	277

(根拠法規) 中野区補助金等交付規則、中野区外国人学校に在籍する児童等の保護者に対する補助金交付
要綱

(事業開始) 平成 4 年度(前身の「朝鮮初級中級学校児童・生徒保護者補助金」は昭和 56 年度創設)

利用実績

年 度	延利用日数（日）	実利用人員（人）
平成 30 年度	97	13
令和元年度	76	11
令和 2 年度	16	8

事業開始 平成 23 年 4 月

関係法規 中野区トワイライトステイ事業実施要綱

○養育支援ヘルパー派遣

家族等の援助が受けられず、養育についての支援を必要とする者に対し、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣し、児童の適切な養育の実施を図る。

1 実施方法 民間事業者への委託

2 対象者 区内在住で次のいずれかに該当し、子ども家庭支援センター所長が必要と認めた者

(1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、又は望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする者

(2) 出産後 1 年未満の養育者で、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱え、特に支援が必要と認められる者

(3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状況が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる者

(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる者

3 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～金曜日の午前 7 時～午後 7 時

1 時間あたりの利用料金

区 分	利用料金（円）
生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯	0
市町村民税課税世帯	250

利用実績

年 度	延利用人数（人）	延利用回数（回）	延利用時間（時間）
平成 30 年度	10	55	67.5
令和元年度	17	173	209
令和 2 年度	20	132	127

事業開始 平成 22 年 7 月

関係法規 中野区養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱

○子ども配食事業

児童の養育に課題を抱える家庭に対して、食事を配達する事業

1 実施方法 民間事業者との協定による協働事業として実施

2 対象者 区内在住で次のいずれかに該当し、子ども家庭支援センター所長が必要と認めた者

(1) 育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を

抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(2) 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(3) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる家庭

3 配食可能日時

委託事業者により、土・日・祝日も配達可能。時間帯については、昼食、夕食の時間帯が異なる。

1 食あたりの利用者負担金

利用者区分	1食あたりの利用者負担金（円）
18歳以上	300
18歳未満	100

利用実績

年度	利用実世帯数(世帯)	配食延実績(食)
令和2年度	6	大人 145 子ども 262

事業開始 令和2年8月